

大回町まちづくり基本条例の概要

前文 (条文では表わされていない、大回町民の精神やまちの姿、条例を必要とする社会的背景や、これからのまちづくりの基本姿勢などを明らかにしています。)

第1章 共通の原則 第1条 条例の目的 (条例をつくる目的や、条文に用いられる用語の意味を定めています。)
第2条 用語の意味

まちづくりの基本的な考え方や主体者の役割を定める部分

第2章 基本理念 第3条 まちづくりの基本的な考え方
第4条 参加と協働の基本的な約束
第5条 参加と協働の効果

第3章 役割と責務 第6条 まちづくりの担い手等の役割
第7条 議会の責務
第8条 町の執行機関の責務

第4章 地域自治組織 第9条 地域自治組織の設定
第10条 地域自治組織の役割
第11条 地域自治組織と町の執行機関の関係

参加と協働のまちづくりを進めるために新たに設ける制度

第5章 参加と協働の約束に基づく制度 第12条 まちづくり提案会議
第13条 政策検討会議
第14条 意見公募手続
第15条 制度の選択
第16条 出前対話
第17条 地域懇談会

第6章 住民投票制度 第18条 住民投票にかけることができる重要事項
第19条 住民投票の投票権がある者
第20条 住民からの請求による住民投票
第21条 住民投票の形式
第22条 住民投票の実施
第23条 住民投票の成立要件等
第24条 投票結果等の告示及び通知
第25条 請求の制限期間
第26条 投票結果の尊重
第27条 投票及び開票

第7章 その他の事項 第28条 条例の見直し
第29条 規則に任せる事項

(この条例が社会情勢等の変化に応じて見直されることや、ここに定められない内容は別に規定することを示しています。)

大回町まちづくり基本条例のポイント (要旨)

条例では、大回町のまちづくりの基本的な考え方やルール等を明らかにしています。(第2章 基本理念)

大回町は、大回町に関わる「みんなが一体」となった「参加と協働のまちづくり」を進めることによって、地方自治の目的である「住民福祉(幸福)の向上」と「まちの発展」を目指します。

「みんな」といけれど、一体誰がまちづくりを進めるの？」

条例では、まちづくりの主体と、それぞれがどのような役割を担うか明らかにしています。(第3章 役割と責務 / 第4章 地域自治組織)

- 住民を始めとするまちづくりの担い手
 - 町議会
 - 町長や役場等(町の執行機関)
- +
- 地域自治組織
 - ※この条例をもとに、地方分権の時代になさわしい、地域と行政の関係(仕組み)を検討していきます。

「条例ができて、具体的に何が変わるの？」

条例の制定はゴールではなくて、スタート！
条例の実効性を確保するために新しい制度を設けます。(第5章 参加と協働の約束に基づく制度 / 第6章 住民投票制度)

- まちづくり提案会議…まちづくりに必要な提案の実現を一緒に考えます。
 - 政策検討会議・意見公募手続…重要な計画等は事前に説明(公表)し、みなさんから意見を募集します。
 - 出前対話…要望に応じて、説明・意見交換の場を設けます。
 - 地域懇談会…みなさんと一緒に「まちの将来」を語り合える機会をつくれます。
- +
- 住民投票制度
 - 重大な案件について、住民投票による意思表示を直接請求できます。

第4章 地域自治組織

◇「地域自治組織」とはなんでしょう…

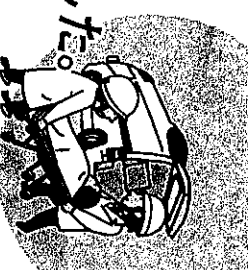
- ・住民の皆さんが、共通の課題を身近に感じ、その解決のために一緒に取り組むことができる身近な地域を単位とした組織（区域）です。
- ・私田区や余野区などの行政区を思い浮かべられると思いますが、この条例では、既にある行政区に限らず、実状に応じた新たな地域自治組織を設定できるよう定められました。

◇「地域自治組織」の担う役割はなんでしょう…

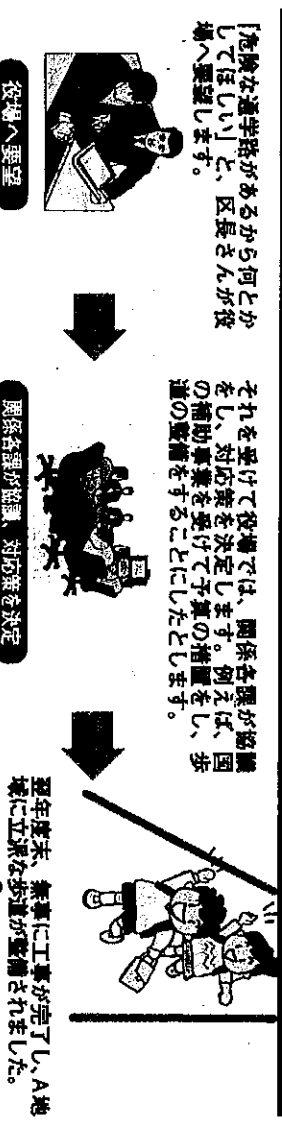
- ・地域自治組織で解決できる地域の課題は、地域自治組織だけで解決が難しい課題については、役場やNPO等と連携し、その解決に取り組むこととしています。

例えば…

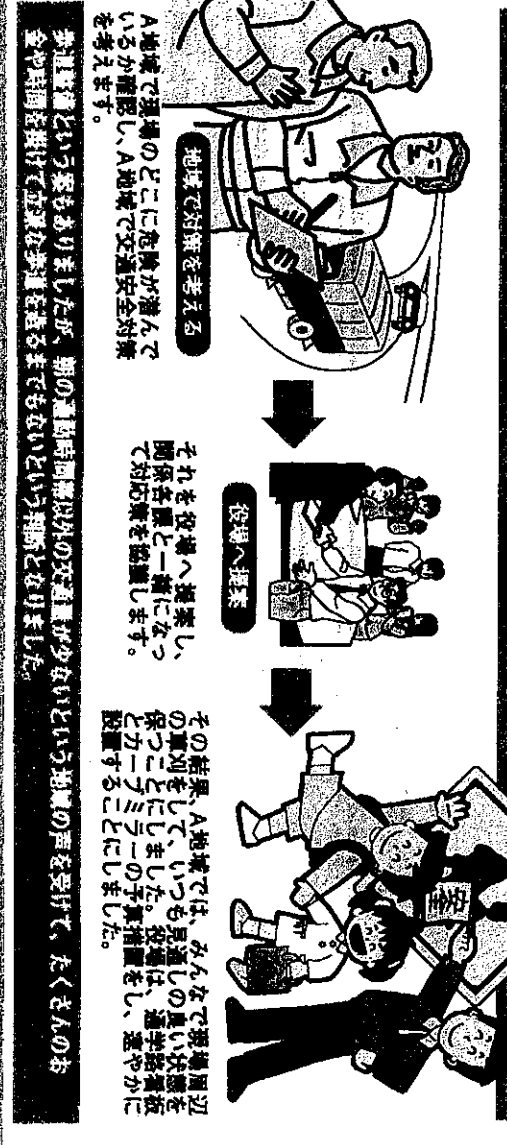
「A地域」で、通学児童がかわや交通事故という出来事がありました。



それぞれの役割



これから先…



◇「地域自治組織」と役場等との関係は…

- ・左記の例のように、地域自治組織が、主体的に地域自治を営むことができるように、また、役場等とともに力を合わせて課題解決が図られるように、役場は、必要な制度を整備したり、地域自治に必要な権限や財源を委ねることをこの条例で定めています。
- ・こうしたことについて、地域自治組織と話し合うための組織設置を検討できるよう、「附則（条例に付随する必要事項を定めた規則）」の中で定めています。

附則の第2項
 町の執行機関は、次の事項について地域自治組織と話し合うための組織の設置を検討するものとします。

- (1) 第9条第2項の地域自治組織の区域の新たな設定に関する事項
- (2) 第11条第1項の地域自治組織の組織や制度の整備に関する事項
- (3) 第11条第2項の権限と財源を地域自治組織に委ねることに関する事項

地域自治組織の設定

第9条 地域自治組織は、地域のつながりを基礎にした地域住民にとって最も身近な公共的組織であり、「共助の精神」を共有できる組織です。

2 地域自治組織の区域は、既にある行政区のほか、地域住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、地域的なまとまりの中で新たに設定することができます。

※「共助の精神」とは…

個人や家庭で解決できることは、まず自分たちで解決すること。これを「自助」といいます。「共助」とは、自分たちでは解決できないことを、地域（集落、区、ボランティア団体、NPO等）の様々な立場の人同士で助け合って解決しようとすることです。それでも解決できないことは、行政等、公の機関がきちんとサポートしなければいけません。これを「公助」といいます。

近年、地域の人々の関わりが薄れ、「共助の精神」が欠けてきているといわれますが、大田町では、この条例の理念に、「みんな（共助）」で大田町の未来を切り開こうという意志が込められています。

地域自治組織の役割

第10条 地域自治組織は、住民一人ひとりの自立と共助の精神のもとに、自ら解決できる地域の課題について、自らが考え決定し主体的に取り組むものとします。

2 地域自治組織は、自らが解決できない地域の課題については、町の執行機関やその他のまちづくりの担い手と連携し、その解決を図るものとします。

地域自治組織と町の執行機関の関係

第11条 町の執行機関は、地域自治組織が地域自治を担うために必要となる組織や制度の整備について、地域自治組織と話し合い取り組みます。

2 町の執行機関は、地域自治組織の自立性と自主性を尊重し、地域自治を実現するために必要な権限と財源を地域自治組織に委ねるものとします。

問合せ先 地域振興課 ☎95-1111 内線114